HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	児童生徒の自傷行為の発生要因と保健室を中心とした学校対応［全文の要約］
Author(s)	穴水, ゆかり
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(教育学)
Dissertation Number	乙第7199号
Issue Date	2024-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/92354
Type	doctoral thesis
File Information	ANAMIZU_Yukari_summary.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

博士論文の要約

博士の専攻分野の名称：博士（教育学）　　氏名：穴水　ゆかり

主査 教授 加藤弘通
審査委員　副査 安達　潤
副査 齋藤　暢一朗

学位論文題名
児童生徒の自傷行為の発生要因と保健室を中心とした学校対応

本論文の目的は、(1)発達差・性差という視点から自傷行為（以下、自傷）の実態と関連要因、及び(2)児童生徒の自傷行為に対する養護教諭の認識と対応について調査・検討し、それらを踏まえて学校における望ましい自傷対応について議論することである。

第 1 章では、自傷研究の現状と課題について論じた。具体的には先行研究における自傷の定義を整理した上で、本研究が対象とする自傷行為について定義し、児童生徒の自傷の現状について概観した。先行研究おける自傷の定義は、研究により異なることから、過去の自傷研究のデータを見る際にはその研究が具体的に対象とする行為を確認する必要があること、特に学校教育においては自傷の問題に広く適切な対応をするために、様々な行動に自傷の可能性があることを理解する必要があることを指摘した。

第 2 章では、先行研究から得られた知見と問題点を整理した。まず、養護教諭がとらえる自傷の定義や自傷に対する知識や理解による、児童生徒対応への影響について調査する必要性を指摘した。また、国内外いずれの自傷研究にも発達的な視点、及び性差、特に男子に対する視点が欠けていることを指摘し、児童生徒の発達差及び性差に留意した自傷の実態把握やその関連要因を明らかにする必要性を示した。さらに、自傷の様相は学年差や性差により異なることを仮定して、養護教諭による自傷児童生徒への対応の実態把握とともに、学年や性別に応じた対応のあり方や教員連携のあり方について検討する必要があることを指摘した。

第 3 章（研究 1～3）では、児童生徒に対する質問紙調査をもとに、自傷念慮・自傷経験とその環境的要因等との関連について、学校種や学年差、性差の観点から検討した。研究 1

では、児童生徒の自傷経験について検討した。本研究が調査対象とした思春期においては、自傷念慮や自傷が増加する時期と低下する時期があり、その時期は男女で異なることが確認された。自傷の方法には性差がみられ、男子はこぶしで壁などを殴るなど、衝動性との関連が考えられ、女子では身体の表面を切る行為や過量服薬が多いなどの特徴がみられた。発達的な観点からは、進学等による環境の変化が生じる時期に自傷行為の様相も変化する可能性が示された。研究 2 では、自傷に関連する環境的要因及びパーソナリティ要因について検討した。親や保護者との関係は、小学生から高校生まで一貫して自傷に影響していることが示され、特に重症化した自傷への影響が強く示された。さらに小中学生では、自分の学級に対する満足感が自傷を抑止する要因となる可能性が示唆され、教員にとっては、児童生徒との直接的なかかわりよりも、学級づくりといった間接的なかかわりによって、自傷を抑止する可能性もあることが示唆された。研究 3 では、自傷念慮及び自傷行為に対するいじめ被害の影響について検討した。児童生徒の自傷行為にはさまざまないじめの様態が影響しており、特に関係的いじめは自傷行為に強く影響していることが示された。

第 4 章（研究 4～5）では、養護教諭に対する質問紙調査をもとに、養護教諭が認知した児童生徒の自傷の実態とその学年・性別による違いを概観し、自傷の方法ごとに、自傷以外の問題行動との関連や背景となるリスク要因について検討した。研究 4 では、養護教諭の自傷対応経験から、児童生徒の自傷の発達的変化について検討した。小学生では低学年ほど抜毛や、身体を噛む・刺す自傷、高学年ほど自己切傷への対応が多く、中学生以降では過量服薬への対応がみられるようになることが明らかになった。性差では、男子では身体や壁を殴る、頭を打ちつける、熱傷、身体を噛む自傷、女子では自己切傷や過量服薬との関連が示され、特に男子の自傷行為は周囲が気づきにくい可能性があると考えられた。研究 5 では、方法別でみた自傷行為と背景要因との関連について検討した。頭を打ちつける自傷では自殺関連行動、精神障害、精神科等の受診経験という複数の精神保健にかかわる問題、自己切傷と自殺関連行動、過量服薬では家庭内の問題、精神科等への受診、自殺関連行動、精神障害など多くの問題との関連が示された。

第 5 章（研究 6～9）では、養護教諭に対する質問紙調査をもとに、自傷対応経験や自傷児童生徒に対する認識や感情など、養護教諭の自傷対応や自傷児童生徒とのかかわりに影響している要因について検討した。研究 6 では養護教諭の自傷対応経験や研修経験、学校内での協力体制の実態を把握した。研究 7 では自傷児童生徒に対する養護教諭のかかわりと対応の内容、研究 8 では自傷児童生徒や自傷行為に対する養護教諭の認識と感情について尺度を作成した。そして研究 9 では、養護教諭の自傷児童生徒対応に影響する要因について検討した。その結果、全体としては、養護教諭の年齢や経験年数、研修経験からは自傷児童生徒への対応やかかわりについて十分に説明されないことが示された。一方では、必ずしも経験年数の高い養護教諭が、経験年数の低い養護教諭よりも高い専門知識をもって自傷対応を実践しているとは限らないこと、自傷行為に対してネガティブな感情を抱いている養護教諭ほど望ましくない自傷対応をしている可能性があることが明らかになった。このこ

とから、自傷児童生徒や自傷行為に対してネガティブな感情や認識をもつ養護教諭は、望ましくない対応をするリスクがあるということも念頭に置く必要があること、養護教諭としての経験を重ねても、経験則に頼りすぎずに研修等による学び直しや、同僚や仲間と協力して児童生徒対応をする中で、自らの児童生徒への対応やかかわり方について振り返る時間をもつことも必要であると提言した。同時に、経験を積んだ養護教諭が不適切な知識をもっているために若手が職務上の困難を抱える可能性があることは、養護教諭ばかりでなく管理職も念頭に置き、組織としても経験年数にこだわらず積極的に広い世代の意見や考えを取り入れることも重要であると提言した。

終章では、上記の研究結果をまとめ、これまでの自傷研究及び実践に対する意義について議論した。具体的には、①自傷には発達や性別による違いがあり、その実態をふまえた対応が必要とされること、また②教職員は、直接的なかかわりだけでなく、教室環境への配慮など、間接的に自傷の予防や抑止に寄与できる可能性があること、そして養護教諭については、③経験年数よりも、自傷に関する新たな知識や情報を得るとともに、自らの自傷に対する感情や認識に自覚的になる必要があることを議論した。①については、自傷経験率を除いて、児童生徒の申告と養護教諭の認知がある程度一致していることが示された。最後に、本研究から得られた知見を整理するとともに、本研究の限界点及び今後の展望を議論した。